

学研北生駒駅中心地区まちづくり事業計画会議
 現行の会則と改正案の比較表

1. 改正の趣旨

現会則における本会議の目的は「平成27年1月に策定した中心地区まちづくり構想の実現に向けた、まちづくり計画の取りまとめ」であるが、本地区内の開発については計画期を経て、事業推進の段階に移っているため、応じて目的を変更する。

また、自治体の組織改編に伴い、事務局を変更する。

2. 改正案

学研北生駒駅中心地区まちづくり事業 計画会議 会則	学研北生駒駅中心地区まちづくり事業 計画会議 会則 改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この会議は、北部地域の拠点である学研北生駒駅中心地区について、個性と魅力ある拠点の形成、関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりを推進するため、平成27年1月に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現に向け、<u>区域内権利者等の意見を聞きながら、学研北生駒駅中心地区まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）をとりまとめることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この会議は、北部地域の拠点である学研北生駒駅中心地区について、個性と魅力ある拠点の形成、関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりを推進するため、平成27年1月に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現に向け、<u>自治会の代表者、事業者、行政、学識経験者等で協議しながら、学研北生駒駅中心地区の魅力向上に繋がる駅北地区の事業推進支援を行うとともに、学研北生駒駅中心地区におけるエリアマネジメントの実践を目的とする。</u></p>
<p>(活動内容)</p> <p>第4条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、構成員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、会議の活動を行う。</p> <p>(1) 対象範囲のまちづくりに関する</p>	<p>(活動内容)</p> <p>第4条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、構成員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、会議の活動を行う。</p> <p>(1) 対象範囲のまちづくりに関する</p>

<p>情報提供及び意見交換 (2) 住民、地権者等の意見聴取、情報提供 (3) その他、<u>まちづくり計画策定に必要な事項</u></p>	<p>情報提供及び意見交換 (2) 住民、地権者等の意見聴取、情報提供 (3) その他、<u>エリアマネジメントの実践に必要な事項</u></p>
<p>(役員の任期) 第9条 役員の任期は、<u>まちづくり計画策定</u>までとする。</p> <p>(事務局) 第10条 この会議の事務局は、生駒市都市整備部<u>都市計画課</u>及び建設部事業計画課とする。</p>	<p>(役員の任期) 第9条 役員の任期は、<u>エリアマネジメント推進組織への移行</u>までとする。</p> <p>(事務局) 第10条 この会議の事務局は、生駒市都市整備部<u>拠点形成課</u>及び建設部事業計画課とする。</p>

3. その他

会則は、同第11条により、必要に応じて会議において改正することができる。